

あかいわで働こう！就職応援事業委託業務に係る仕様書

1. 業務名

あかいわで働こう！就職応援事業委託業務

2. 業務の目的

赤磐市内には公立高等学校が存在しないため、市内中学校を卒業した生徒の多くは近隣市町の高校へ進学し、成長過程において地元企業と接する機会が自然に生まれにくい環境にある。少子高齢化や若年層の県外流出が続く中、地域産業を担う人材の確保は市内企業にとって喫緊の課題となっている。

本事業は、赤磐市出身者が多く通う高校及び近隣高校の1・2年生を対象として、地域の多様な産業・企業の魅力を体感する企業勉強会の開催及び市内企業情報を提供するガイドブックの作成を通じ、より多くの生徒が地元企業と接する機会を拡充するとともに、生徒の職業観の醸成と市内企業で働くことへの肯定的意識の向上を図る。もって、就職・進学を問わず将来の職業選択において地元企業を有力な選択肢として認識する意識を育み、UIJターン就職の促進及び市内企業の雇用確保・地域を支える人材の育成に資することを目的とする。

3. 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4. 業務内容

受託者は、以下に掲げる項目を実施すること。

(1) 「合同企業勉強会」の開催

- ・合同企業勉強会の企画、調整を行うこと。
- ・参加者及び参加企業の募集を行い、事業終了後は参加者及び参加企業からのアンケートを実施し集計すること。
- ・合同企業勉強会は令和9年3月19日（金）までに開催すること。
- ・開催場所は山陽ふれあい公園（メインアリーナ又はフィットネスアリーナ）とする。
- ・対象者は、赤磐市出身者が多く通う高校及び近隣高校の1・2年生とする。
- ・出展企業は、赤磐市内に拠点のある企業20社程度とする。
- ・開催回数は1回以上とする。
- ・参加人数を増やすための方策や工夫を取り入れること。

〈参考〉過去2年間実績

R6年度：4校 40名、R7年度：2校 198名

- ・実施内容については、参加者の市内企業への関心と理解が深まるよう、実効性を意識

した企画・運営とすること。

- ・ホームページ等を作成し、出展企業の募集、開催概要・出展企業情報等を掲載し、事業開催に係る広報周知をすること。
- ・なお、参加生徒には就職希望者と進学希望者が混在することから、各生徒の進路意識の段階に関わらず、市内企業への関心と理解が深まるよう配慮した運営を行うこと。具体的な実施形式・プログラム構成については、上記の趣旨を踏まえたうえで、受託者の知見と創意工夫による提案を求める。
- ・その他、実施項目について案があれば提案すること。

(2) 「求人・企業ガイドブック2027」の作成及び活用

- ・掲載企業のHP上での募集、原稿データの校正及び印刷を上記合同企業勉強会開催までに実施すること。
- ・原稿作成については、掲載企業の具体的かつ正確な情報を収集し作成すること。
- ・掲載企業は50社程度とし、市内に事業所を置き、令和8年度以降の求人・採用の予定が有り、ガイドブックへの掲載を希望する企業とする。
- ・掲載内容は、会社概要、採用情報、事業内容、写真等を掲載し、学生が興味をもつようなものを1頁あたり1社掲載すること。
- ・印刷物の仕様（用紙・製本形態・部数等）については、活用場面・用途・コスト効果を考慮した受託者の提案を求める。なお、参考として従来仕様はコート紙（表紙130kg、本文90kg）、A4判フルカラー。
- ・成果物の形態・部数については受託者の提案によるものとし、合同企業勉強会当日用（簡易印刷等）、学校・関係機関配布用（製本印刷等）、電子版（PDF）の用途・場面に応じた構成を提案すること。電子版については市ホームページへの掲載に加え、対象者への効果的な周知・活用促進の方策を提案すること。なお、納入する電子データ（PDF及びAIファイル(Illustrator)）1部を納入すること。
- ・その他、掲載項目について案があれば提案すること。

5. 業務に関わる条件

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたっては責任者及び担当者、企画運営スタッフを置き、赤磐市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むこと。
- (2) 事業実施にあたっては公共職業安定所、教育機関、経済団体等と連携を図りながら、円滑な事業の進行に努めること。
- (3) 業務の実施状況について報告書を作成し、すみやかに赤磐市に提出するとともに、業務着手時には業務着手届、業務完了時には業務完了届を提出すること。
- (4) 本業務における成果品及び業務上の作成資料等については、全て赤磐市に帰属するものとし、赤磐市の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。また、受託者は、赤磐市の許可なく複製、公表又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、本業務で知り得た赤磐市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

らない。

- (6) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、すみやかに赤磐市に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (7) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、赤磐市の承諾を得なければならない。
- (9) 赤磐市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。

6. 個人情報の取扱い

受託者（再委託先を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。